

令和4年11月5日

横浜ゴム株式会社
代表取締役社長 山石 昌孝

吸収合併に係る事後開示

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社（以下「甲」という）は、令和4年9月30日付でヨコハマゴム・ファイナンス株式会社（以下「乙」という）との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和4年11月5日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を実施しました。よってここに本件合併に係る事後開示をいたします。

記

第1 本件合併が効力を生じた日

令和4年11月5日

第2 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経緯

1. 会社法第796条の2の規定による手続の経過（反対株主の差止請求）

本件合併は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、株主からの本件合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

2. 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

甲は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、令和4年10月3日付の電子公告により、本件合併に係る株主に対する公告を行いました。が、会社法第796条第3項に定める数の株主からの反対通知はありませんでした。なお、本件合併は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、同法第797条第1項の規定による株式の買取請求の適用はありません。

3. 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の保護）

甲は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、令和4年10月3日付の官報及び電子公告により、本件合併に係る債権者に対する公告を行いました。が、異議申述期限である令和4年11月4日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

第3 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経緯

1. 会社法第784条の2の規定による手続の経過（反対株主の差止請求）

乙は、甲の完全子会社であったため、株主からの本件合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

2. 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

乙は、甲の完全子会社であったため、反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

3. 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

乙は、新株予約権を発行していなかったため、新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

4. 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

乙は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 4 年 10 月 3 日付の官報及び電子公告により、本件合併に係る債権者に対する公告を行いました。異議申述期限である令和 4 年 11 月 4 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

第 4 吸収合併により承継した重要な権利義務に関する事項

甲は、令和 4 年 11 月 5 日をもって、乙から、その資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

第 5 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

第 6 吸収合併に係る変更登記予定日

令和 4 年 11 月 7 日付で本件吸収合併に係る変更登記申請を行う予定です。

第 7 その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙

令和4年10月3日

横浜ゴム株式会社
代表取締役社長 山石 昌孝

ヨコハマゴム・ファイナンス株式会社
代表取締役社長 松尾 剛太

横浜ゴム株式会社及びヨコハマゴム・ファイナンス株式会社による

吸収合併に係る事前開示

(存続会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(消滅会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

横浜ゴム株式会社（以下「甲」という）及びヨコハマゴム・ファイナンス株式会社（以下「乙」という）は、令和4年9月30日、それぞれ取締役会の決議を経て、両社の吸収合併（以下「本件合併」という）に係る吸収合併契約を締結いたしました。よってここに本件合併に係る事前開示をいたします。

なお、本件合併は完全親子会社間の無対価合併につき、存続会社である甲においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併、消滅会社である乙においては同法第784条第1項に規定する略式合併となります。

記

第1 吸収合併契約書

別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

第2 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本件合併において合併対価の交付は行いません。

第3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

第4 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

第 5 計算書類等に関する事項

1. 吸収合併存続会社である甲の最終事業年度に係る計算書類等

甲は有価証券報告書および四半期報告書を東京証券取引所に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。なお、甲は、最終事業年度の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

2. 吸収合併消滅会社である乙の最終事業年度に係る計算書類等

乙の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象は生じておりません。

第 6 効力発生日以降における債務の履行の見込みに関する事項

本件合併については、下記の理由により、合併効力発生日以降に甲が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

- ① 本件合併効力発生日以降においても、甲の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併効力発生日以後の甲の収益状況及びキャッシュフローの状況につきまして、甲の債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以 上

別紙 1

吸収合併契約書



吸 収 合 併 契 約 書

横浜ゴム株式会社（以下「甲」という。）とヨコハマゴム・ファイナンス株式会社（以下「乙」という。）とは、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする甲乙間の合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

2. 本合併を行う吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：横浜ゴム株式会社

住所：東京都港区新橋五丁目36番11号

（2）吸収合併消滅会社

商号：ヨコハマゴム・ファイナンス株式会社

住所：東京都港区新橋五丁目36番11号

（本合併に際して交付する金銭等）

第2条 乙は甲の完全子会社であるため、本合併に際して、乙の株主に対する甲株式を含む金銭等の交付、割当ては行わない。

（効力発生日）

第3条 本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年11月5日とする。ただし、本合併の手続きの進行に応じ必要があるときは、甲および乙が協議のうえ、これを変更することができる。

（権利義務全部の承継）

第4条 甲は、本合併により、効力発生日において、乙の資産、負債その他一切の権利義務を承継する。

（会社財産の管理等）

第5条 甲および乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲およ

び乙間で協議のうえ、相手方の同意を得て行うものとする。

(簡易合併)

第6条 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

(略式合併)

第7条 乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

(合併承認決議)

第8条 甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認および本合併に必要な事項に関する決議を行うことを要する。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第9条 本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲および乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときまたは本契約の目的の達成が困難になったときは、甲および乙は、協議のうえ本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第10条 本契約は、効力発生日の前日までに、甲または乙の本契約について第8条に定める承認が得られない場合、前条に従い本契約が解除された場合、または法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲および乙が協議のうえこれを決定する。

【本ページ以下余白】

以上の本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲がこれを保管する。

2022年9月30日

東京都港区新橋五丁目36番11号

甲 横浜ゴム株式会社

代表取締役社長 山石 昌孝



東京都港区新橋五丁目36番11号

乙 ヨコハマゴム・ファイナンス株式会社

代表取締役社長 松尾 剛太



別紙 2

ヨコハマゴム・ファイナンス株式会社の
最終事業年度に係る計算書類等

決 算 報 告 書

(第 22 期)

自 2 0 2 1 年 1 月 1 日

至 2 0 2 1 年 1 2 月 3 1 日

ヨコハマゴム・ファイナンス株式会社

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,828,871,823	流 動 負 債	17,676,600,428
現 金 及 び 預 金	65,215,022	短 期 借 入 金	2,520,021,223
受 取 手 形	3,676,197,958	預 り 金	15,150,460,077
営 業 貸 付 金	5,257,031,266	そ の 他	6,119,128
預 け 金	8,830,021,223		
そ の 他	406,354		
		負 債 合 計	17,676,600,428
固 定 資 産	4,484,634	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	4,045,634	株 主 資 本	156,756,029
ソ フ ト ウ ェ ア	4,045,634	資 本 金	100,000,000
投資その他の資産	439,000	利 益 剰 余 金	56,756,029
繰 延 税 金 資 産	439,000	利 益 準 備 金	25,000,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	31,756,029
		繰 越 利 益 剰 余 金	31,756,029
		純 資 産 合 計	156,756,029
資 産 合 計	17,833,356,457	負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,833,356,457

損 益 計 算 書

〔 自2021年1月 1日 〕
〔 至2021年12月31日 〕

(単位：円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
営 業 貸 付 金 利 息	96,121,830	
そ の 他 の 金 融 収 益	31,141,295	127,263,125
営 業 原 価		81,613,624
営 業 総 利 益		45,649,501
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,771,579
営 業 利 益		30,877,922
経 常 利 益		30,877,922
税 引 前 当 期 純 利 益		30,877,922
法人税、住民税及び事業税	10,859,600	
法 人 税 等 調 整 額	△ 288,000	10,571,600
当 期 純 利 益		20,306,322

販売費及び一般管理費内訳書

〔 自2021年1月 1日 〕
〔 至2021年12月31日 〕

(単位：円)

科 目				金 額	
1	役 員 報 酬			788,992	14,771,579
2	給 料 手 当			3,671,595	
3	賞 与			1,023,850	
4	電 算 費			2,194,500	
5	保 険 料			337,340	
6	減 価 償 却 費			2,206,707	
7	そ の 他			4,548,595	
販売費及び一般管理費合計					

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 自 2021年1月 1日
至 2021年12月31日 〕

(単位：円)

	株 主 資 本				純資産 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		利 益 準備金	その他 利益剰余金		
			繰 越 利 益 剰余金		
2021年1月1日残高	100,000,000	25,000,000	59,449,707	184,449,707	184,449,707
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 48,000,000	△ 48,000,000	△ 48,000,000
当期純利益			20,306,322	20,306,322	20,306,322
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 27,693,678	△ 27,693,678	△ 27,693,678
2021年12月31日残高	100,000,000	25,000,000	31,756,029	156,756,029	156,756,029